

さいたま市の令和7年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、さいたま市の令和7年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業の資金不足比率を、監査委員の審査に付し、以下のとおり議会に報告しました。

健全化判断比率、資金不足比率は、全ての指標において前年度に引き続き国の定める基準を下回っており、健全財政を維持しています。

1 健全化判断比率

（単位：％）

	さいたま市 (令和7年度)	さいたま市 (令和6年度)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率 (3か年平均)	6.3	6.1	25.0	35.0
将来負担比率	19.2	20.7	400.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がないため「—」と表示しています。

2 資金不足比率

（単位：％）

	さいたま市	経営健全化基準
全ての企業会計	—	20.0

※全ての企業会計において資金不足がないため「—」と表示しています。

※さいたま市において対象となる企業会計は、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計、食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計、東浦和第二土地区画整理事業特別会計、浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計、指扇土地区画整理事業特別会計、江川土地区画整理事業特別会計、大門下野田特定土地区画整理事業特別会計です。

(参考) 用語について

実質赤字比率

一般会計等（一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、用地先行取得事業特別会計、公債管理特別会計等）の赤字額の、標準財政規模に対する比率です。

連結実質赤字比率

市の全会計を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率です。

実質公債費比率

地方債の償還や一時借入金利子等の合計額の、標準財政規模に対する比率です。今年度公表数値は令和3年度～令和5年度の3か年平均です。

将来負担比率

地方債の償還、損失補償等の債務負担行為に基づく支出見込額、退職手当支給予定額、一部事務組合の赤字額等の合計額の、標準財政規模に対する比率です。

資金不足比率

公営企業を行う会計ごとに算出する資金の不足額の、事業の規模に対する比率です。事業の規模とは、宅地造成事業は企業債の借入額、その他の事業は年間の営業収益額です。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な一般財源の額のこと、普通税＋地方譲与税＋普通交付税の合計額です。（健全化判断比率の算出においては、臨時財政対策債発行可能額を合算します。）

早期健全化基準

早期健全化基準を超えた場合は、外部監査を経て財政健全化計画（議会の議決が必要）を策定し、自主的な改善努力による財政健全化が必要となります。

財政再生基準

財政再生基準を超えた場合は、外部監査を経て「財政再生計画」（議会の議決が必要）を策定し、国等の関与のもとで、確実な方法による財政再生が必要となります。

経営健全化基準

経営健全化基準を超えた場合は、外部監査を経て経営健全化計画（議会の議決が必要）を策定し、自主的な改善努力による経営健全化が必要となります。